

「比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部
ハラスメントの防止等に関する規程」の運用指針

比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

第1条関係（規程の目的）

本学では、平成12年8月に制定した指針により、セクシュアル・ハラスメント防止等に努めてきたが、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどが今日的課題になっていることから、ハラスメントをはじめとする人権問題（以下「ハラスメント等」という。）により適切に対応し、良好な就学・就労環境を確保するため、人権委員会の強化と併せて、この規程を制定した。

第2条関係（定義）

- 1 第2条第2項の「本学の構成員が、就学・就労の場において、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行うこと、及びこれによって、良好な就学・就労環境を害すること」とは、例えば次の行為等をいう。
 - (1) 個人的な性的要求への服従又は拒否を、教育又は研究上の指導・評価、学業成績等及び人事、勤務条件の決定、業務指揮等に反映させること。
 - (2) 勉学、教育若しくは研究上の指導及び評価、人事権、業務指導指揮権の行使又は利益、不利益の与奪等を条件として性的働きかけをすること。
 - (3) 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。
 - (4) 執拗若しくは強制的に性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること。
 - (5) 強引な接触及び性的行為を行うこと。
 - (6) 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを強要すること。
 - (7) 勉学又は仕事の途中で相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる話題等で学業や業務を妨害すること。
 - (8) 性的な意図をもって、身体への一方的な接近又は接触をするなど、次の行為を行うこと。
 - ア 相手の身体を故意に長い間眺め、又は眼で追うこと。
 - イ 相手の身体の一部（肩、背中、腰、頬、髪等）に意図的に触れること。
 - (9) 性的な面で、不快感をもよおすような話題、行動、状況をつくるなど、次の行為を行うこと。
 - ア 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談やからかいをいうこと。
 - イ ポルノ写真、わいせつ画像を貼る等の扇情的な雰囲気をつくること。
 - ウ 卑猥な絵画、わいせつ画像又は文章等を見ることを強要すること。
 - エ 親睦会、終業後の付き合い等で、集団で下品な行動をとること。
 - オ 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨げること。
 - カ 意図的に性的な噂を流すこと。
 - キ 個人的な性的な体験を尋ねること、又は経験談を話したり聞いたりすること。
 - (10) 異性一般に対する蔑視的な発言や話題など、次の行為を行うこと。
 - ア 異性であるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向等において劣っていると、あるいは望ましくないものと決めつけること。
 - イ 異性の意見や主張を異性としての魅力に結びつけること。
- 2 第2条第3項の「前項以外のハラスメントで、本学の構成員が、就学・就労の場において、相手の意に反する不適切な言動を行うこと、及びこれによって、良好な就学・就労環境を害すること」とは、例えば次の行為等をいう。
 - (1) 性別、年齢、出身、心身の障害及び疾病、容姿、性格等の個人的な属性を理由に、就学・就労上の機会、条件、評価等で相手を差別したり、排除したりすること。
 - (2) 私的な、若しくは一方的な要求への服従又は拒否を、教育・研究上の指導・評価又は学業成績等、及び人事又は労働条件の決定あるいは業務指揮等に反映させること。
 - (3) 教育・研究上の指導・評価及び人事権若しくは指揮権の行使又は利益、不利益の与奪等を条件として、相手に私的な、若しくは一方的な働きかけを行うこと。

- (4) 個人的な好悪の感情を、相手に対する教育又は職務の遂行に混交させること。
- (5) 指導に従わない相手に暴言を吐いたり、意図的に無視したり、暴力的な行為に及ぶ等、相手の人格又は身体を傷つける行為を行うこと。
- (6) 相手の意に反する行為に執拗に誘ったり、一定の行為を繰り返し強要したりすること。
- (7) 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること。
- (8) 相手が精神的苦痛を受けるような個人情報を用意的に流すこと。

3 上記のハラスメントの行為例は、今後の人権委員会、ハラスメント等相談室（以下「相談室」という。）及びハラスメント等調査会（以下「調査会」という。）等の活動を通して、追加又は修正されるものである。

第3条関係（防止及び啓発）

- 1 ハラスメント等を未然に防止するため、本学のすべての構成員が、どのような言動がそれに該当するかを正しく認識することが重要である。
- 2 人権問題に関する周知、研修、啓発等の基本的事項は人権委員会で行うが、相談室は、相談等あらゆる機会をとらえて、教職員、学生等に対し、啓発を行うものとする。

第4条関係（相談体制）

相談室における相談業務等の具体的な手順は、概ね次のとおりとする。

- 1 ハラスメント等の相談は、ハラスメント等の被害を受けたとする者（以下「被害申立者」という。）が、相談員に面談して口頭で行うものとする。即ち、当初の申立は、電話やEメールでは不可であること。
- 2 被害申立者から相談を受けた相談員は、被害申立者に対して、ハラスメント等の行為者とされた者（以下「行為者」という。）を特定して、別記様式第1号「ハラスメント等相談申立書」へ記載を求めるとともに、申立てを聴取し、その内容を室長へ報告する。
- 3 前項の報告を受けた室長は、相談室会議を開き、問題解決について協議する。

協議の結果、相談業務を継続する場合は、室長が担当相談員2名を指名する。

この場合、担当相談員には、被害申立者及び行為者（以下「事案関係者」という。）との関係ができるだけ疎遠な相談員を指名する。

なお、協議の結果、相談員による相談業務の継続よりも、「ハラスメント等調査会」による調査が優先かつ適当であると認められる場合は、室長から学長へその旨を上申する。

この上申に当たっては、第8項後段と同様に、別記様式第5号「ハラスメント等調査会設置に関する同意書」の提出を求めて、その意思を確認する。

- 4 担当相談員は、被害申立者の相談内容に関し、被害申立者の同意を得た上で、行為者から事情を聴取する。この事情聴取の状況等は、別記様式第2号「ハラスメント等相談記録」へ記載する。その後、担当相談員は、室長と相談しながら、事案の解決に努める。
- 5 室長は、学長に対し、必要に応じて、相談に関する途中経過を報告する。
- 6 相談室は、事案の円満な解決に向けて必要がある場合は、事案関係者に対して指導、助言等を行うとともに、関係部署に対して連携や啓発活動を要請する。

事案関係者に対して指導・助言等を行った場合は、別記様式第2号「ハラスメント等相談記録」に記録する。

- 7 事案が解決（和解）に至った時は、必要に応じて、別記様式第3号「同意書」を事案関係者の名前で作成し、その旨を学長へ報告する。

また、和解ではないが、何らかの理由で「事案終了」に至った場合は、別記様式第4号「覚書」を作成して記録に残すこととする。

- 8 室長は、相談員による相談業務のみでは、事案の解決が困難であると判断した場合は、相談室会議の議を経て、学長に「ハラスメント等調査会」の設置を上申する。

この場合、被害申立者から、別記様式第5号「ハラスメント等調査会設置に関する同意書」の提出を求めて、その意思を確認する。

第7条関係（告知及び異議申立て）

学長は、調査結果に基づいて必要な措置を決定したときは、被害申立者及び行為者に対し、その旨を文書で告知する。

この告知に対して不服がある者は、学長に文書で異議申立てをすることができる。この申立ては、法人事務局人事課を窓口とするが、相談員を経由してもよい。

附 則（平成18年6月29日制定）

この運用指針は、平成18年7月7日から施行する。

附 則（平成23年7月14日改正）

この運用指針は、平成23年7月27日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この運用指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日改正）

この運用指針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日改正）

この運用指針は、令和5年12月27日から施行する。

(様式第1号)

ハラスメント等相談申立書 (★印欄は申立者本人が記入すること。)

★相談申立年月日	年 月 日 ()
★被害申立者 (甲)	氏 名 : 住 所 : 電話番号 : e-mail :
★行為者 (乙)	
★被害申立内容 (いつ) (どこで) (だれが) (なにを) (どのように)	
希望の解決方法	助言・ 注意喚起 ・ 仲裁 (和解) ・ 調整 ・ その他 ()
留意事項	乙への通知 可 不可
備 考	
相談受付者	

(様式第2号)

ハラスメント等相談記録 (担当相談員が記入する。)

相談日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
相談場所	
被害申立者	
行為者	
担当相談員	
相談(面談)内容	
指導・助言	
事後措置	

(様式第3号)

同意書

年 月 日を相談開始日とする下記の事案について、被害申立者（甲）と行為者（乙）は、次の条件をもって和解することに同意する。

なお、この「同意書」の写しを、甲と乙が各1通所持し、原本は比治山大学事務局において保管することを承諾する。

【事案の概要】

【和解条件】

*甲の側から

*乙の側から

年 月 日

比治山大学長 殿

甲 _____ (印)

乙 _____ (印)

担当相談員 _____

(様式第4号)

覚 書

年 月 日を相談開始日とする下記の事案について、被害申立者（甲）は、相談を終了することに同意する。

なお、この「覚書」の写しを、甲が1通所持し、原本は比治山大学事務局において保管することを承諾する。

【事案の概要】

【終了理由】

年 月 日

比治山大学長 殿

甲 _____ 印

担当相談員 _____

(様式第5号)

ハラスメント等調査会設置に関する同意書

年 月 日を相談開始日とする下記事案について、被害申立者（甲）は、被害回復のため、比治山大学ハラスメント等調査会を設置することに同意する。

なお、この「同意書」の写しを、甲が1通所持し、原本は比治山大学事務局において保管することを承諾する。

【事案概要】

【同意理由】

年 月 日

比治山大学長 殿

甲 _____ ⑩

担当相談員 _____